

○子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案に対する修正案

(傍線部分は修正部分)

| 修正後   | 現行   |
|---|--|
| <p>附則</p> <p>(検討等)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>[削る]</p> <p>3  (略)</p> <p>4  政府は、<u>前三項</u>に定める事項のほか、この法律の施行後五年を<br/>         目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認め<br/>         るときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づ<br/>         いて所要の措置を講ずるものとする。</p> | <p>附則</p> <p>(検討)</p> <p>第二条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3  政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提<br/>         供を推進するため、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成<br/>         事業に従事する者等の処遇の改善に資するための施策の在り方並<br/>         びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事<br/>         していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・<br/>         子育て支援に係る人材確保のための方策について検討を加え、必<br/>         要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ず<br/>         るものとする。</p> <p>4  (略)</p> <p>5  政府は、<u>前各項</u>に定める事項のほか、この法律の施行後五年を<br/>         目途として、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認め<br/>         るときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づ<br/>         いて所要の措置を講ずるものとする。</p> |

第二条の二 政府は、質の高い教育・保育その他の子ども・子育て支援の提供を推進するため、財源を確保しつつ、幼稚園教諭、保育士及び放課後児童健全育成事業に従事する者等の処遇の改善に資するための所要の措置並びに保育士資格を有する者であつて現に保育に関する業務に従事していない者の就業の促進その他の教育・保育その他の子ども・子育て支援に係る人材確保のための所要の措置を講ずるものとする。

〔新設〕